

やまなしケアラー支援ポータルサイト構築業務委託
企画提案公募公告

次のとおり企画提案を公募します。

令和6年10月21日

山梨県知事 長崎 幸太郎

1 業務概要等

(1) 業務名

やまなしケアラー支援ポータルサイト構築業務

(2) 業務目的

団塊の世代の全てが後期高齢者となる2025年以降、介護を必要とする人の割合は、急速に拡大することが見込まれていることに加え、少子化を背景として以前より少ない人数での介護や、場合によっては、子育てとの両立も必要となるなど、家族介護は多くの人に降りかかる深刻な問題となっている。

一方、家族介護の担い手であるケアラーの多くはリテラシー不足であり、信頼性の高い情報へのアクセス向上が課題とされている。

このことから、ケアラーが正確な情報を容易に取得できるよう、国や県の取り組みに加え、社会保障制度の実施主体である市町村それぞれの支援制度や相談窓口などの情報を一元的に掲載し、生成AIを活用した相談機能を備えたポータルサイトを構築するものである。

(3) 業務内容

別に定める「やまなしケアラー支援ポータルサイト構築業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

(4) 委託期間

契約日から令和7年3月25日（火）まで

(5) 委託料上限額

22,719,590円（消費税及び地方消費税を含む）

※ この金額は、本業務の調達における提案価格の上限額であり、契約時の予定価格を示すものではない。

2 企画提案の参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（令和3年山梨県告示第67号）に規定する物品購入等入札参加有資格者名簿に登録されている者又は契約までに名簿に登録見込みの者であること。

(3) この公告の日から企画提案審査の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る

指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

- (4) 県の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当な者であると認められる者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (7) 令和2年度以降に、国、地方公共団体（都道府県・政令指定都市）のいずれかと、同種もしくは類似した生成AIを活用した相談機能を備えたポータルサイト構築業務を受託した実績を有する者であること。

3 企画提案募集要項等の交付及び質問

- (1) 県ホームページからダウンロードすること。

山梨県県民生活部県民生活総務課

URL <https://www.pref.yamanashi.jp/kenmin-skt/index.html>

- (2) 企画提案実施要領及び仕様書に関する質問は、企画提案実施要領を参照の上、電子メールにより行うこと。

メール kenmin-skt@pref.yamanashi.lg.jp

4 企画提案に係る日程

- | | |
|----------------|-------------------|
| (1) 企画提案募集開始 | 令和6年10月21日（月） |
| (2) 質問受付期限 | 令和6年11月 6日（水）午後5時 |
| (3) 質問最終回答期限 | 令和6年11月 8日（金） |
| (4) 参加資格確認期限 | 令和6年11月11日（月）午後5時 |
| (5) 参加資格確認結果通知 | 令和6年11月14日（木） |
| (6) 企画提案書提出期限 | 令和6年11月22日（金）正午 |
| (7) 審査 | 令和6年11月29日（金） |
| (8) 審査結果通知 | 令和6年12月 2日（月）以降 |
| (9) 契約締結、事業着手 | 令和6年12月 9日（月）予定 |

5 審査方法

やまなしケアラー支援ポータルサイト構築業務委託に係る企画提案審査会において、企画提案書の内容を審査する。

6 企画提案に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨